

(公財) 全国高等学校体育連盟スケート専門部規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本専門部は(公財)全国高等学校体育連盟スケート専門部(以下専門部)と称する。

第2条 専門部の本部は部長の在任校に置き、事務局は常任委員長の在任校に置く。

第2章 目的

第3条 本専門部は(公財)全国高等学校体育連盟(以下全国高体連)寄付行為に基づき、高等学校に係わるスケート競技・アイスホッケー競技活動の振興を図り、日本スケート連盟及び日本アイスホッケー連盟と提携し、もって高等学校生徒の健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本専門部は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 全国高等学校スケート大会並びにアイスホッケー大会の開催、並びにスケート及びアイスホッケーに関する事業等の審議と執行。
2. その他目的の達成に必要な事項。

第4章 組織

第5条 本専門部は全国高体連寄付行為第4章第15条により全国都道府県の高体連スケート専門部をもって組織する。

第5章 役員

第6条 本専門部に次の役員を置き、任期は2年とする。但し重任を妨げない。

補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

1. 顧問 若干名
2. 部長 1名
3. 副部長 若干名
4. 常任委員長 1名
5. 競技委員長 3名
6. 競技副委員長 3名
7. 総務部長 1名
8. 常任委員 若干名
9. 監事 2名

第7条 1. 本専門部に顧問を置くことができる。顧問は部長の諮問に応ずるものとする。

顧問は部長・副部長・常任委員を経験し、特に功績のあったもので委員会の承認を得て部長がこれを委嘱する。但し顧問の任期は1年とする。

2. 役員については、学校教育法第50条第1項に規定する校長、教頭、教諭の職にあるものがあたる。

3. 本専門部の部長及び副部長は委員会において推薦し、全国高体連の承認を得て会長が之を委嘱する。部長は専門部を代表し会務を総括する。副部長は部長を補佐し、部長に事故のあるときはその職務を代行する。

4. 常任委員は各競技部門より選出し、部長が之を委嘱し会務を執行する。

スピード競技 2名 フィギュア競技 2名

アイスホッケー競技 2名

5. 部長は常任委員を若干名推薦できる。

6. 常任委員長、競技委員長、総務部長は常任委員の中から選出し、委員会の承認を得て部長が之を委嘱する。常任委員長は部長・副部長を補佐し会務を総理する。競技委員長は競技に関することを統括する。総務部長は経理事務を含め、部長・副部長・常任委員長を補佐し会務を統括する。

7. 委員は各都道府県高体連スケート専門部より1名選出し、予算・決算・事業及び重要な項目を決議する。

8. 監事は委員会より選出する。

第6章 会議

第8条 本専門部に次の会議を置く

1. 委員会
2. 常任委員会
3. 競技別委員会

4. その他委員会が必要と認めた委員会

第9条 委員会は年2回（9月・1月）部長が招集し、次の事項について審議決定する。

1. 規約の制定及び改廃に関する事項
2. 大会開催地の決定
3. 大会運営の基本方針に関する事項
4. 大会要項の決定
5. 予算及び決算に関する事項
6. その他の重要事項

第10条 常任委員会は必要に応じて部長が招集し、委員会より委託された事項または緊急に処理を要する事項を審議決定する。

第11条 競技委員会は必要に応じて部長が招集し、競技に関わる業務を遂行する。

第7章 会 計

第12条 本専門部の経費は、全国高体連専門部運営費及び負担金、その他を持ってあてる

第13条 本専門部の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

1. 副部長のうち2名は、大会開催及び次回開催都道府県高体連スケート専門部長とする。
2. 常任委員の分掌業務は次のとおりとする。
総務部（企画・庶務・運営・会計）
競技部（スピード競技担当・フィギュア競技担当・アイスホッケー競技担当）
3. 常任委員会の議長は常任委員長が、委員会の議長は部長が行う。

常任委員会の構成

- ・部長・副部長・常任委員長・競技委員長・競技副委員長
総務部長・常任委員・監事

委員会の構成

- ・常任委員会構成メンバー・各都道府県スケート専門部委員長

監事 2名（委員から選出）

付 則 本規程は平成14年9月 5日より施行する

平成19年9月 7日 一部改正（競技部長→競技委員長）

平成24年9月 7日 一部改正（公益財団法人化に伴う名称の一部変更）

(公財) 全国高等学校体育連盟スケート専門部功労者表彰規程

- 第1条 (公財)全国高等学校体育連盟スケート専門部(以下「全国高体連スケート専門部」)は、全国高体連スケート専門部の発展・振興及び選手強化育成に寄与した者の功績と、その労をたたえることを目的として定めるものである。
- 第2条 前項の目的を達成するために表彰委員会を設ける。
- 第3条 表彰委員会は、全国高体連スケート専門部長・副部長・各部門委員長・事務局長及び部長が任命した代表委員を併せて構成する。
- 第4条 部長は表彰委員会を代表し、会議を統括する。副部長は部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第5条 表彰委員会は、都道府県から内申された者について審議し、部長がこれを決定し、表彰状ならびに記念品を贈る。
- 第6条 表彰を受ける者は、次のいずれかに該当する者であること。
- 1 部長・副部長・常任委員長は1期2年以上その任に就いた者であること。
 - 2 代表専門員は3期6年以上その任に就いた者を原則とする。
 - 3 総合優勝は、通算3回以上の監督等を対象とする。
- 第7条 表彰は、表彰者の退任次年度に行う。ただし、表彰者が退職年度の場合は当年度に行う。
- 付 則 本規定は平成14年1月19日より施行する。
- 平成19年9月 7日 一部改正
- 平成24年9月 7日 一部改正(公益財団法人化に伴う名称の一部変更)
- 平成29年1月18日 一部改正(規定を正式名称に変更,第3条()内を削除)

(公財) 全国高等学校体育連盟スケート専門部分担金徴収について

(公財)全国高体連スケート専門部は、インターハイ開催都道府県に対して、運営補助金として支出する目的並びに本専門部の円滑な運営のために徴収するものである

- 1 分担金 登録者1名につき 1000円
- 2 徴収対象
ア) 全国高等学校総合体育大会スケート競技・アイスホッケー競技に出場登録した。
イ) 同大会の各都道府県予選会及び地区予選会に出場登録した選手。
- 3 徴収方法
ア) 各都道府県の専門部が一括で事務局に納入する。
イ) 専門部のない府県については、インターハイ期間中、原則として監督・代表者会議時に徴収する。
- 4 日 程 当年度 6月末日までに納入すること。
- 5 領収書 振込時の控えを領収書にあてる。